

公正競争規約違反に対する措置等

A社：大阪府大阪狭山市所在 免許更新回数（4）

《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅3物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので5か月、短いもので2か月間継続して広告（2物件）。
- ◎ 既に契約済みであるにもかかわらず、新規に情報登録を行い、22日間継続して広告（1物件）。

B社：大阪府大阪市中央区所在 免許更新回数（2）

《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：ポータルサイト

新築住宅2物件

■ 広告表示の開始時期の制限違反及び取引内容の不当表示

- ◎ 別の場所に所在する新築住宅について、同一の建築確認番号を表示
⇒ 広告時に建物の建築確認番号を取得しておらず、新築住宅として広告及び取引不可（2物件）。

※ B社は令和2年9月18日に当協議会から警告の措置を受けている。